

独立行政法人国立病院機構北海道医療センターにおける
治験審査委員会標準業務手順書 補遺

Web 会議等による治験審査委員会開催に関する手順書

第 1 条 目的

本手順書は、治験審査委員会標準業務手順書第 5 条（治験審査委員会の運営）に従い、感染症の拡大や災害等の影響により、一堂に会して審議が出来ない場合の緊急的措置として、Web 会議システム等を活用して治験審査委員会（以下 IRB）を開催するために必要な手順を定めるものである。

第 2 条 Web 会議等による開催

委員長が緊急的措置として必要であると認め、双方向の意思疎通が可能であり、対面での場合と同等の審議を行うことが可能な場合には、Web 会議システム等を活用して会議に参加した委員も審議及び採決へ参加できるものとする。

第 3 条 Web 会議等による開催の手順

委員長は会議前に Web 会議等によって参加する IRB 委員の本人確認を行う。

2 委員は守秘義務が厳守できるよう、個室等関係者以外が立ち入ることのできない場所から参加するものとし、公共及び情報漏洩の恐れのある場所での参加は禁止とする。

第 4 条 議事録

議事録の作成においては、通常の議事録様式に記載する事項に加え、Web 会議等による開催であること、使用した Web 会議システム等の名称を記載するものとする。

（附 則）

西暦 2021 年 6 月 1 日から施行する。